

株式会社仙崎市川組行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年12月25日 ～ 令和10年12月24日までの 5年間

2. 内容

目標1：子育て世代に対する当社における利用可能な措置の実施。

<対策>

- 令和5年12月 ～ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ。
- 令和5年12月 ～ ノー残業デーの実施
社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標2： 令和10年12月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和5年12月～ 年次有給休暇の管理簿の把握
- 令和5年12月～ 年次有給休暇の取得申請をスマホアプリで行う
- 令和5年12月～ 給与明細及び Web タイムカードに年次有給休暇の取得情報を表示し促進を図る